

福岡学生交流会館

国際交流フロア利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、学生交流会館設置規程第3条に基づき、国際交流フロアの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象事業)

第2条 国際交流フロア各施設は次の各号に掲げる事業を利用対象とする。

- (1) 福岡学生交流会館に入居する者(以下「入居者」という)が行う交流事業
- (2) 留学生が行う交流事業
- (3) 福岡国際交流協会(以下「協会」という)が認めた団体が実施する交流事業
- (4) 前3号に掲げるほか、協会が特に必要と認める交流事業

(団体登録)

第3条 国際交流フロア各施設(談話室及びロビーを除く)の利用者は、入居者のほかは、あらかじめ団体登録を要するものとする。

- 2 前項の団体とは、福岡都市圏(別表で定める市町村の区域)に所在地のある非営利の団体をいう。
- 3 団体登録に際しては、国際交流フロア施設利用団体登録申請書(様式1)を協会に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 協会は、前項の申請書の内容を審査し、利用の可否を団体に通知する。

(利用時間)

第4条 国際交流フロアの利用時間は次の通りとする。

施設名	利用時間
大会議場	午前9時から午後9時まで
小会議場	午前9時から午後9時まで
O Aルーム	午前9時から午後9時まで
和室	午前9時から午後9時まで
談話室	午前9時から午後9時まで
ロビー	午前9時から午後9時まで

- 2 前項の規程にかかわらず、協会が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは休館日とする。

(使用料)

第 6 条 国際交流フロア各施設の使用料は無料とする。

(施設利用の許可)

第 7 条 国際交流フロア各施設 (談話室及びロビーを除く) を利用しようとする者は、あらかじめ協会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 前項により施設の利用の許可を受けようとする者は、国際交流フロア施設利用申請書兼許可書 (様式 2) に必要な事項を記載し、原則として利用日の前日までに福岡学生交流会館に申請しなければならない。

3 前項の申請は、利用日の 3 ヶ月前から受け付けるものとする。

4 第 1 項の許可は、国際交流フロア施設利用申請書兼許可書 (様式 2) を交付して行うものとする。

(利用者の心得)

第 8 条 国際交流フロアを利用する者は、その施設、設備、備品等 (以下「施設等」という) を善良な管理者の注意をもって管理し、次の事項を遵守すること。

(1) 他の利用者等に迷惑をかけない。(特に騒音など)

(2) 施設等の清潔を保つこと。

(3) 危険物又は動物を持ち込まないこと。

(4) 営利活動を行わないこと。

(5) 特定の政党の利害に関する活動を行わないこと。

(6) 特定の宗教の布教活動を行わないこと。

(7) 施設等の利用を終えたときは、これを元の状態に復し、又は所定の場所へ返還しなければならない。

(8) その他、福岡学生交流会館の管理上の必要により行う係員の指示に従うこと。

2 前項の規定に著しく違反し、施設等の管理上重大な支障を与えた利用者は、その行為が判明したときから 6 ヶ月間は会議室の利用ができない。これにより利用者が損害を受けても協会はその責めを負わない。

(利用後の点検)

第 9 条 利用者は、施設の使用が終わったときは、係員の点検を受けなければならない。ただし、ロビー及び談話室のみの利用に係わるものを除く。

(損害賠償)

第 10 条 利用者がその責めに帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑 則)

第 1 1 条 この細則に定めるもののほか、施設の利用等に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この細則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。

別表

1 福岡都市圏の範囲

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町（ 9 市 9 町 ）